

令和8年2月24日  
総務部人事課

## 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正主旨

一般財団法人世田谷トラストまちづくりが、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条（公益認定）による公益財団法人へ移行することに伴い財団名を変更するため、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を令和8年第1回区議会定例会へ提出する。

### 2 改正内容

財団名「一般財団法人世田谷トラストまちづくり」を「公益財団法人世田谷トラストまちづくり」に変更する。

### 3 施行予定日

令和8年4月1日

### 4 条例改正新旧対照表

別紙のとおり

### 5 今後のスケジュール

令和8年 3月 令和8年第1回区議会定例会

4月 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例改正の施行

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成13年12月10日条例第62号</p>	<p>○公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成13年12月10日条例第62号</p>
<p>改正</p> <p>平成15年3月13日条例第8号 平成18年3月14日条例第9号 平成20年9月30日条例第47号 平成22年3月9日条例第6号 平成23年3月8日条例第4号 平成24年10月2日条例第36号 平成25年3月5日条例第7号 平成30年3月6日条例第4号 令和元年10月1日条例第13号 令和4年9月30日条例第30号</p>	<p>改正</p> <p>平成15年3月13日条例第8号 平成18年3月14日条例第9号 平成20年9月30日条例第47号 平成22年3月9日条例第6号 平成23年3月8日条例第4号 平成24年10月2日条例第36号 平成25年3月5日条例第7号 平成30年3月6日条例第4号 令和元年10月1日条例第13号 令和4年9月30日条例第30号</p>
<p>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (趣旨)</p>	<p>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。）第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(職員の派遣)</p>	<p>(職員の派遣)</p>
<p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p>	<p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p>
<p>(1) 公益財団法人世田谷区保健センター (2) 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団</p>	<p>(1) 公益財団法人世田谷区保健センター (2) 公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団</p>

改正後	改正前
<p>(3) 公益財団法人せたがや文化財団</p> <p>(4) 公益財団法人世田谷区産業振興公社</p> <p>(5) <u>公益</u>財団法人世田谷トラストまちづくり</p> <p>(6) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター</p> <p>(7) 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会</p> <p>(8) 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団</p>	<p>(3) 公益財団法人せたがや文化財団</p> <p>(4) 公益財団法人世田谷区産業振興公社</p> <p>(5) <u>一般</u>財団法人世田谷トラストまちづくり</p> <p>(6) 公益社団法人世田谷区シルバー人材センター</p> <p>(7) 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会</p> <p>(8) 社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団</p>
<p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p>(2) 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）</p> <p>(3) 職員の定年等に関する条例（昭和59年3月世田谷区条例第1号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除</p>	<p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）</p> <p>(2) 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）</p> <p>(3) 職員の定年等に関する条例（昭和59年3月世田谷区条例第1号）第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(5) 地方公務員法第28条第2項各号若しくは職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除</p>

改正後	改正前
<p>されている職員</p> <p>3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項</p> <p>(2) 職員派遣に係る職員の派遣先団体における業務の従事の状態の連絡に関する事項</p> <p>(第3条～第17条及び附則省略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>されている職員</p> <p>3 法第2条第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 第1項の規定による職員の派遣（以下「職員派遣」という。）に係る職員の職員派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）における福利厚生に関する事項</p> <p>(2) 職員派遣に係る職員の派遣先団体における業務の従事の状態の連絡に関する事項</p> <p>(第3条～第17条及び改正附則省略)</p>